

議案第 26 号

寒川町国民健康保険条例の一部改正について

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例

寒川町国民健康保険条例(昭和34年寒川町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第16条の6中「630,000円」を「650,000円」に改める。

第16条の6の12中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第20条第1項中「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第3項中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」改め、同条第4項中「630,000円」を「650,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

寒川町国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の6 第13条又は第16条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条第1項において同じ。)は、<u>630,000円</u>を超えることができない。</p>	<p>～略～</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の6 第13条又は第16条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条第1項において同じ。)は、<u>650,000円</u>を超えることができない。</p>
<p>～略～</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の6の12 第16条の6の3又は第16条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条第1項において同じ。)は、<u>190,000円</u>を超えることができない。</p>	<p>～略～</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の6の12 第16条の6の3又は第16条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条第1項において同じ。)は、<u>200,000円</u>を超えることができない。</p>
<p>～略～</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>630,000円</u>を超える場合には、<u>630,000円</u>)とする。</p> <p>(1)・(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の6の3又は第16の6の7」と、「<u>630,000円</u>」とあるのは「<u>190,000円</u>」と、第2項中「第16条」とあるのは「第1</p>	<p>～略～</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>650,000円</u>を超える場合には、<u>650,000円</u>)とする。</p> <p>(1)・(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の6の3又は第16の6の7」と、「<u>650,000円</u>」とあるのは「<u>200,000円</u>」と、第2項中「第16条」とあるのは「第1</p>

6条の6の6」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の8」と、「630,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第16条第2項及び第3項」とあるのは「第16条の11第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

～略～

6条の6の6」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の8」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第16条第2項及び第3項」とあるのは「第16条の11第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

～略～

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。